

令和4年1月第1回八街市議会臨時会会議録

.....

1. 開議 令和4年1月19日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

・連絡員

秘 書 広 報 課	長	田 中 和 彦
財 政 課	長	和 田 暢 祥

社会福祉課長 堀越和則
子育て支援課長 春日葉子

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信
教 育 次 長 関 貴美代
教 育 総 務 課 長 井 口 安 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志
副 主 幹 須賀澤 勲
主 査 渋谷 佳 子
主 査 嘉瀬 順 子
主 任 主 事 今 関 雅

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

令和4年1月19日（水）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案の上程
議案第1号
提案理由の説明
質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

本日、令和4年第1回八街市議会臨時会は、ここに開催される運びとなりました。

この臨時会は議案1件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたすとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたします。開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和4年1月第1回八街市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、この臨時会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から11月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

次に、鳥インフルエンザの対応のため、本日の欠席の通知が橋本副市長よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、林政男議員、栗林澄恵議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この臨時会の会期は本日1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

新年初めての議会でございます。改めまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和4年1月第1回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件は、令和3年度一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付

を実施するほか、八街東小学校のトイレの全面改修費、八街北中学校体育館の大規模改修費、幼稚園照明LED化工事費などを計上することにより、既定の予算に13億5千197万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259億2千91万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金11億1千699万5千円を計上するほか、学校施設環境改善交付金の小学校分として3千856万7千円、中学校分として3千600万3千円、幼稚園分として994万3千円を増額することなどにより、11億5千280万7千円の増、繰越金として156万7千円の増、市債として、小・中学校及び幼稚園施設整備事業の増により1億9千760万円の増でございます。

歳出につきましては、民生費として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費11億1千699万5千円の計上、児童館、保育園、こども園等の新型コロナウイルス感染症対策経費として合計860万円を計上することなどにより、10億7千259万4千円の増、教育費として、小学校施設改修事業費1億4千755万1千円の増、中学校施設改修事業費1億545万6千円の増、幼稚園施設改修事業費2千993万8千円の増などにより、2億7千938万円の増でございます。

繰越明許費補正につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費、小・中学校、幼稚園施設改修事業費について、年度内の完了が見込めないことから追加するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、小・中学校、幼稚園のLED照明の賃借について、実施方法を変更したため、廃止するものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第1号に対する質疑を行います。1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山わき子君

おはようございます。昨日、新たに鳥インフルエンザの発生とともに、連日のコロナ感染拡大対応ということで、職員の皆さんは本当に大変な状況だと思います。ぜひとも市民の安心

を守るために、引き続き全力で職務を全うしていただきたいということを、まず申し上げておきたいと思います。

それでは、議案第1号の質疑をさせていただきます。

まず、歳入でお伺いしたいと思います。

歳入の11ページ、ここでは市債について、お伺いするものであります。

教育施設整備事業費の教育債1億9千700万円となっているわけですが、国の充当率は100パーセントという説明がございました。交付税措置率はどのくらいあるのか、まずお伺いしたいと思います。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

今回の学校教育施設等整備事業の中の義務教育学校の大規模改修等々の起債につきましては、交付税の算定率については通常ですと充当率75パーセントなのですが、今回の国の補正、予算債ということで充当率100パーセント、交付税の充当率は50パーセントとなっております。

○丸山わき子君

そうしますと、最終的な市の負担総額はどのくらいになってくるのか、分かりますか。

○財政課長（和田暢祥君）

こちらにつきましては交付税の基準財政需要額への参入の額でございますが、通常75パーセントですと約4千900万円でしたが、今回の50パーセントの充当率となりますと約8千200万円ということで、基準財政需要額の充当率というのが増えているところでございます。

○丸山わき子君

償還期間というのはどのくらいになりますか。

○財政課長（和田暢祥君）

償還期間につきましては、通常、財政融資等で事業完了後、今回の補正分の事業につきましては来年、令和5年3月の借入れという形で進めてまいりたいと考えておりまして、通常ですと、今のところ、はっきりは申し上げられないんですが、こちらにつきましてはただいま資料がございませんので、後ほど調べまして、ご回答させていただきたいと思います。

○丸山わき子君

教育施設整備事業費に関しての教育債は、借りる側にとっては大変利用しやすい制度であるというふうに思います。ぜひ積極的に活用して進めていただきたいというふうに思うのですが。

1点、幼稚園のLED化に対しては地方債の充当率100パーセントの対応となっているんですが、小・中学校のLED化に関しては対象になっていないように思いますが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○教育総務課長（井口安弘君）

今回、小・中学校のLED化については検討資料に出しておりませんが、国の資料によりますと、今回の起債の対象にはなっているという資料は文部科学省の方から頂いております。

○丸山わき子君

大変申し訳ございません。聞きづらかったので、もう一度お願いいたします。

○教育総務課長（井口安弘君）

文部科学省の方から今回の補正にあたりまして資料の方を頂戴しまして、その中で今回の教育債の話が出ておりまして、それについては幼稚園と同様に100パーセントということで伺っております。

○丸山わき子君

そうしますと、今回の市債の中では、小学校に関しては施設整備は八街東小学校トイレの改修に関して、それから中学校債については八街北中学校の大規模改修についての教育債ということで説明いただいているわけですね。LED化は入っていませんよね。なぜ入っていないんですか。

○教育総務課長（井口安弘君）

今回、国の方から補正予算の通知がございまして、当然ここで予算化した上で令和4年度に事業実施ということになります。市として事業を実施できる範囲というものを精査いたしまして、私どもが現状としてできるもの、それで優先度の高いものを選びまして、その1つが、小学校については八街東小学校のトイレ排水設備の改修、それから中学校に関しましては八街北中学校の体育館の大規模改修、それから幼稚園3園のLEDへの改修ということです。

幼稚園3園のLEDへの改修について、これを優先させた理由につきましては、実は年2回、学校、幼稚園につきましては照度照明環境調査というものを薬剤師さんをお願いして実施しております。その中で照度に問題があったのが八街第一幼稚園と朝陽幼稚園ということがございまして、今回、幼稚園の方のLEDを優先的に整備させていただくことにしたものでございます。

○丸山わき子君

LED化というのは当然、今後やっていっていただきたいと思うんですけれども、小・中学校も優先して対応できるんじゃないかというふうに思いますけれども、優先を後回しにした、その辺の説明をもう一度、頂きたいです。なぜ、優先されなかったのか。

○教育総務課長（井口安弘君）

先ほども申し上げましたけれども、年2回、照度照明調査で教室内の明るさというものを測っております。その中で、規定された明るさに達しなかったのが実は朝陽幼稚園と八街第一幼稚園ということでございまして、小学校の方は今使っている教室で照度に問題のあるところはなかったものですから、まずは幼稚園をやらせていただこうということでございます。

ただ、LED化につきましては、実は国の施策の中で2030年度までに既存の照明設備につきまして全て半導体照明化するというような方針を出しておりますので、それまでにしなければならないということは重々私どもも認識しております。そうした中で、今回は幼稚園

だけですけれども、もちろん小学校についても今後スピード感を持って整備していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○丸山わき子君

ちょっと私はよく分からない。LED化というのは当然やっていかなければならないというふうに思います、思うんですけれども、今回、リースから工事への変更によって工事費は総額で約3億円ですよね。これが何で教育債の方で活用できなかったのか、約3億円もの額を。その辺についてはどうなんでしょう。

○教育総務課長（井口安弘君）

私どもの内情と申しますか、事業量として一遍に、小・中学校も含めて、全てをLED化する工事の規模につきましては、今の私どもの体制の中で対応することはちょっと難しい、現実的な話として、そういうことがございまして、まずは照度の足りない幼稚園を優先させていただきただけで、本来であれば全部できることがもちろん望ましかったわけですが、今の組織体制のことを言うつもりはないんですけれども、今の状況で、教育委員会としてできる範囲の事業量というのがこれだけだった、小学校や中学校をLED化する規模の工事までをちょっと含めることができなかったということで、ご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

今回、小学校、中学校のLED化に関しては約3億円が投入されていくわけですよね、LED照明の賃借料に関して。賃借料に関しては、国の方の地方債充当率の関係では対応が全くできないものなのか、約3億円が投入されるわけですよね、その辺については、財政課の方、その辺はどうなんでしょうか。

○財政課長（和田暢祥君）

リースにつきましては国庫補助等はないところでございまして、通常の起債率というような形で考えていかなければならないところだと思うんですけれども、工事につきましては補助等がありまして、今回の補正予算債等を活用しながら、財源的には少ないもので実施できるものというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

リースから工事への変更によって総額3億円となるわけですよね。先ほども教育総務課長が言われていたように、国の方では2020年度までにLED照明を、出荷ベースです、出荷ベースで2020年、2030年までに100パーセントの普及を目指すんだということのようなんですけれども、国が方針を出している以上、国の補助金を大いに活用した、そういったLED化への取組が必要じゃないか、すべきじゃないか。その方が地方財政にとっても、八街市にとっても、大変財政的には有利ではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

もちろん国庫補助等、有効な、有利な国庫補助率等の特定財源を活用しながら事業を実施さ

せていただく方が、結果的に市の一般財源は少なく支出できる形になりますので、そのような形で特定財源を活用しながら事業を実施していく、精査しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

地方財政というのが大変厳しい状況になってくる中で、どのような選択が一番なのかというのは、財政課は専門家でございますので、ぜひそういった点で精査していただいた取組をお願いしたいというふうに思います。

次に歳出、12ページの3款民生費、18節負担金補助及び交付金なんですけれども、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業で5千541万5千円について、事業確定、それから3月までの申請による支給見込額の確定による事業費の減額ということで、説明をいただきました。

この間の支給世帯と支給額はどうだったのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

これまで、この給付金につきましては7月から行っているわけなんですけれども、一応12月までの数字でお答えさせていただきますと、人数にいたしまして255人、金額にいたしまして2千70万円の支出というのが現状でございます。

○丸山わき子君

申請期間が令和4年3月までと、延長になったわけなんですけれども、申請はどのぐらいを見込んでいるのか、この辺についてお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

今後の見込みですけれども、1月から3月までの間の、いわゆる再貸付を終了した方、また緊急小口の初回貸付が終了した方の初回の支給分といたしましては、概ね340人ほど。それから、再支給にあたる方につきましては、3月までの間に165人ほどを見込んでいるところでございます。

○丸山わき子君

第6波への対応についてなんですけれども、この辺については網羅されているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

基本的には、国の方から示されている支給要件に合致されている方について、対象として積算しております。

○丸山わき子君

急拡大の中で、本当に市民の皆さんも不安な生活を送っている方が多くいらっしゃるわけで、そういう点では一人でも多くの方々への対応をしっかりとっていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、12ページの18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費11億1千699万5千円なんですけれども、給付について、いつからなのか、

どのように検討されているでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今後の給付に向けてのスケジュール、予定でございますけれども、本日、補正予算案の方を提出させていただきまして、可決していただければ、今後につきましては、早速システム改修、それから受付業務等の契約の方を行いまして、非課税対象者の抽出あるいはリストの作成、発送書類の印刷、封入封かん作業、こういったものを早急に手配いたしまして、2月下旬頃に該当する方々へ確認書の方を発送する予定でございます。また、あわせまして、2月中旬頃を目途に、コールセンターの方を開設いたしまして、3月上旬には申請の受付の方を開始していく。確認次第、給付の方に向けて進めていくという予定でございます。

○丸山わき子君

対応が大変遅いように思われるんですが、他市では、もう既に支給されているというような話も聞いているんですけど、市民の皆さんからも、いつ支給されるんだというようなことで、大変、市民の皆さんから待ち望まれているわけですが、もう少し早い取組ができないものかどうか、その辺についてはどうなんでしょう。

○市民部長（吉田正明君）

確かに自治体によっては準備を早急に進めているところがあるかと思いますが、うちの方もなるべく、できるだけ早めに今後の対応というものは進めてまいります。ただ、給付にあたっては、先ほど申し上げましたような、システムの改修やら、いろいろと作業がありますので、できるだけそういったところのスケジュールを短縮する中で、できるだけ給付に向けた取組を進めてまいります。

○丸山わき子君

これから準備を始めて、3月上旬に受付というのは、市民の皆さんにとっては、灯油等を購入するのも大変なんだという話を聞きます。一刻も早く支給していただきたい。市民の皆さんは本当に待ち望んでおります、ぜひ手前に手前に、事務作業を進めていただいて、一日も早い支給をお願いしたいということを申し上げておきます。

次に、13ページの児童福祉費、新型コロナウイルス感染症対策支援事業についてであります。

児童館、公立・私立保育園等施設で860万円が計上されているわけなんですけれども、学童保育や幼稚園は公立3園、私立3園あるわけですが、こういった施設への感染症対策支援事業はやらないのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今回予算計上させていただいた中に、市民部の方で所管いたします児童クラブにつきましては、給付対象範囲の中に入れて計上させていただきました。

○議長（鈴木広美君）

幼稚園関係に関しては。

○市民部長（吉田正明君）

すみません。大変申し訳ありませんでした。

今の現状で、うちの方で予算として持っております子ども・子育て支援事業費の中のコロナ対策費といたしまして、児童クラブにつきましてはその中で対応の方をさせていただきます。

○丸山わき子君

この中には児童クラブは入っていますということで。

私立幼稚園に関しての対策支援事業というのは、今回は対応しないのか、その辺についてはどうでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

市立幼稚園3園につきましては、今回の補正の中では対応の方はさせていただいておりませんが、小・中学校と同じように、保健衛生費の中で幼稚園3園の分を一緒に、コロナ対策事業として対応させていただいております。

○丸山わき子君

今回は児童福祉費の中で児童館等の公立、それから私立保育園も入っているわけですね、入っていますね。幼稚園の方は公立幼稚園は対応します、私立幼稚園は対応しないのでしょうか、私立幼稚園の対応はされないんですか。

○議長（鈴木広美君）

丸山議員、私立への対応ということですよ。

○丸山わき子君

そうです。私立保育園へは対応するんだけど、幼稚園は対応しないのか。

ちょっと調べていただいて。時間がなくなっちゃうので、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

じゃあ、担当課、後ほどでよろしいですか。

○丸山わき子君

次に、15ページの教育費なんですけれども、小学校施設改修事業費で、八街東小学校のトイレ改修費について、お伺いするところなんですけれども、改修工事をいつ実施されるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

工事に関する期間につきましては、八街東小学校のトイレの改修についてですが、1月下旬、この議会で承認いただきましてから、5月ぐらいまでに実施設計の方を行います。その後、7月中旬に工事の方に着工させていただいて、7か月間の工事期間を経て、来年2月中旬の竣工を予定しております。

○丸山わき子君

子どもたちが学校生活をする中で何らかの支障が出てくるのではないかと思うのですが、その辺についてはどのように検討されているのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

八街東小学校につきましては、全て校舎内での工事となりますので、学校と協議いたしまして、できるだけ授業に影響のないように配慮したいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひよろしく申し上げます。

体育館のトイレ改修というのは今年度で100パーセント終了するというので、昨年の3月議会のときに報告いただいているわけなんですけれども、これからは校舎内のトイレ改修ですが、どのような計画があるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

校舎内のトイレの改修につきましては、各小・中学校共に建築後30年以上が経過しております。排水管に鋼管等を使用している学校で、児童・生徒数が多く、排水管の損耗が進んでいると考えられる学校から順を追って、毎年1校ずつ整備を進めていきたいと考えております。工事概要につきましては、八街東小学校と同様に、排水管の更新とトイレ全体の乾式化を行うことを予定しております。

国の交付事業を活用するため、まず実施設計を行い、翌年度に整備したいと考えております。なお、次の洋式化につきましては、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度に整備したいと考えております。その後は、本市の財政状況も考慮しながら、順次、洋式化を進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ計画的な整備を進めていただきたいとお願いいたします。

最後に、中学校施設改修についてなんです。今回は八街北中学校の体育館ということで説明がございました。工期はいつからいつまでになっているのか、授業への支障という問題についてはどのように考慮されているのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

八街北中学校の体育館におきましては、現在、実施設計を行っておりますので、6月中旬に着工し、8か月の工事期間を経て、2月中旬の竣工を予定しております。

○丸山わき子君

その期間は体育館が利用できなくなってくるわけですね。そういった場合の代替とか、そういった取組はどのように検討されているのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

八街北中学校につきましては、体育館の全面工事となりますので、学校と協議いたしまして、体育の授業等は校庭で行っていただけるようなお願いをしているところでございます。

○丸山わき子君

分かりました。

以上で私は質問を終わりますが、後でまた答弁いただけますか。

○議長（鈴木広美君）

先ほどの私立幼稚園に関しまして、担当課、まだ出ませんか。大丈夫ですか。

○市民部長（吉田正明君）

申し訳ありませんでした。

今回の予算の方に計上させていただいた新型コロナウイルス感染症対策支援事業費の項目の対象施設といたしましては、一応保育所、それから認定こども園、認可外保育施設、児童厚生施設ということで、幼稚園、私立幼稚園はちょっと含まれていなかったものですから、今回の予算要求の中では計上させていただいていませんでした。

○丸山わき子君

私立幼稚園に関しましても、子どもたちを預かっている大切な場所ですので、早急な対応をしていただけないかというふうに思いますが、その辺についてはご検討いただけますでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

確かに子どもを預かるという部分では、保育園だろうが幼稚園だろうが同じということがあるかと思います。今回ご指摘のとおり、私立幼稚園のところでは特にコロナウイルスに限った支援予算を計上させていただいておりませんので、この辺につきましては可能な補助メニューがあるのかどうか、改めて担当課の方で精査させていただいて、検討させていただきたいと思います。

それから、先ほど、すみません、私の答弁の中で、生活困窮者の実績の数字を求められた中で、私は数字の方を、予算をとる際に用いた数字で申し上げてしまいましたので、改めて答弁の方を訂正させていただきます。

生活困窮者自立支援金の実績の部分ですが、これまでの実績としまして一応、人ではなくて件数で行きますと210件で、金額が1千806万円、これが12月までの実績の数値でございます。すみません。訂正させていただきます。

○丸山わき子君

私立幼稚園に関しましては、ぜひとも支援金がわたるような、その取組をぜひ進めていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○市民部長（吉田正明君）

先ほどの私立幼稚園の件ですが、担当課の方で確認いたしましたところ、私立幼稚園につきましては県の方に直接その辺の申請をしていただく補助メニューがあるということなので、市を介さずに県の方と直接その辺のやり取りをしていただく中で対応していただくことになるそうですので、その辺、ご理解いただければと思います。

○丸山わき子君

その辺のシステムに関しては、私立幼稚園に、きちんとこういうシステムがありますということとは連絡していただけますか。

○市民部長（吉田正明君）

その辺は担当課の方から幼稚園の方に、こういった事業があるので活用してくださいということで周知の方はしているということですので、ご理解いただければと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

それでは12ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費について、お伺いします。

今回の事業は不承認とされた世帯に対しても支給するという事なんですけれども、先ほど見込み人数が示されたんですけれども、不承認とされた方々は今回は対象になるのかどうか、お伺いします。全て対象になるのか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

生活困窮者自立支援金の対象となる世帯というものについては、総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、それから総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯で、総合支援資金の再貸付の相談をしたものの申込みに至らなかった世帯、こういった世帯が対象になるということになっておりますので、こういった世帯の中で、このほかにございます収入要件、資産要件、それから求職活動要件等々、こういった要件がクリアされている世帯については当然対象者になり得るということで、こちらとしては考えております。

○京増藤江君

不承認とされた世帯に対して支援金を支給するという事ですから、このときに不承認とされても、次に同じ方がされるのかどうか、私はそこが気にかかるわけなんです。申込みをされる方は、やはり必要だから申請するわけですから、不承認とされた理由というのがあると思うんですけれども、例えば全国の中では年を取っているからとか、そのような条件もあって、不承認になったものもあるようなんですけれども、きちんと細かいことを確認されて不承認となったのかどうか、その辺についてお伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

当然それぞれ、総合支援資金と今回予算を計上させていただいております生活困窮者自立支援金の支給の要件というのは違ってくると思います。総合支援資金の貸付をするにあたって、その要件に合うのかどうかといったところを審査した上で、そこに合わない方は不承認ということになると思います。そういった中で、不承認となった世帯であっても、今回の生活困窮者自立支援金については対象者になります、もちろん。けれども、こちらの支援金につきましても、収入要件であるとか資産要件であるとか、この支援金を受けるにあたっての要件というのはもちろんございますので、こちらの支援金についても当然その要件に合致するかどうかということについては審査させていただきます。そういったことをご理解いただければと思います。

○京増藤江君

ちょっとした条件で合わない部分が出てくるのかなと思います。しかし、申請される方は本当に困って申請されるわけですから、ぜひできる限りの支給がされるようにということで、審査していただきたいと思います。

次に、返済についてなんですけれども、最初の頃の総合支援資金の場合は、返済する時期になって、生活条件、また収入条件が好転しなくて返済できない場合には免除になったんですけれども、今回の支給事業についてはどうなのでしょう。

○市民部長（吉田正明君）

この自立支援金につきましては、返済ということにはなりませんので。あくまでも給付ですから、返済については関係ありません。

○京増藤江君

そうですね、支給事業ですからね。

けれども、支給されるんだということを、しっかりと住民の方に、もっと知らせていただきたいと思うんです。生活が困難でも申請されない方が本当にいらっしゃるという点で、もっと皆さんに知らせていただきたいということがあるんですけれども。例えば、税金を支払うことができない、国保税を支払うことができないような。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、議案の内容に沿った形で、簡潔に質問内容をお願いいたします。

○京増藤江君

今回5千300万円の減額補正ですから、本当に暮らしが大変で困窮されている方が一人でも多く受給できるような、そういう事業にしていきたいわけです。ですから、そういう方たちに対して、一人でも多くの方に支給されるようにしていきたいと思うんです。

○市民部長（吉田正明君）

確かに今回の支援金の支給事業費につきましては減額補正を計上させていただきましたが、これはあくまでも12月までの支給結果を見た中で、当初想定していたよりも、この支援金を使う方があまり多くないといった中で、さらに今回、対象範囲も拡大された中で、そういった方々がどれくらいいらっしゃるのかということを中心として数字を精査した上で、必要となる経費につきましては当然残しています。その上で不要になるとと思われる額を今回の補正として減額させていただいたところでございますので、対象となる方につきましては漏れがなく支援できるように、こちらとしても務めてまいります。

○京増藤江君

よろしく願いいたします。

次に、同じページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業なんですけれども、先日の説明の中で1万650世帯、その内訳が8千650世帯と2千世帯だったと思うんですけれども、すみません、内訳がどういう内容だったのか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

いわゆる非課税世帯として考えております8千650世帯というのは、言葉のとおり、非課税になっている世帯です。それから、未申告の世帯等もここに含めて、一応積算させていただきました。

それから、家計急変世帯として、おおよそ2千世帯を想定しているわけですが、令和3年度中の収入が非課税となる見込みの世帯として、生活福祉資金、緊急小口資金の貸付状況を勘案した中で、おおよそ2千世帯を想定させていただいて、合わせて1万650世帯を今回の給付金の支給対象として考えて、必要な経費を計上させていただきました。

○京増藤江君

分かりました。

あと、教育施設の費用なんですけれども、15ページからですが、今回は様々な改修事業費が出されておりますが、子どもたちの毎日の教育を支えるためには給食センターの役割も大変大事だと思うんですが、給食センターも非常に老朽化しているんですが、ここに上程しなかった理由というのは何かあるんですか。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、今の質疑は議案に対しての内容からちょっとずれておりますが、質問内容を変えていただけますか。

○京増藤江君

教育施設の改修について、全ての建物について網羅していく必要があると思うんですが、重点施策について、私はここに載っているものじゃなくても重点としてやっていかなきゃいけないものがあると思うんです。その点についての順番というか、これも非常に命に関わるような、そういう建物なんですから、全体をぜひ見ていただきたいというふうに考えるんですが、その辺について、私はちょっと。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、質問内容を整理していただけますか。質問内容としては、なぜ今回の改修工事は小・中学校で、体育館だったのか、教室だったのか、トイレだったのかというような質問の形でよろしいんですか。

○京増藤江君

そうです。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

教育施設につきましては、今回の補正につきましては八街東小学校と八街北中学校、幼稚園のLED化ということで計上させてもらっております。教育施設全体につきましては、令和2年3月に教育施設長寿命化計画というのを立てておりますので、それに沿って毎年、教育施設の方は計画的に整備していきたいと考えております。

○京増藤江君

その方向はよく分かっているんですけれども、やはり子どもたちの命に関わるような、もし

かしたら、そういう建物でいろいろとあれば、健康にも差し障るというようなこともありますから、計画はよく分かっているし、財政の問題もよく分かっておりますけれども、国の制度なども使って、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありますか。

○木内文雄君

何点か確認させていただきます。

先ほどの非課税世帯への給付金についてですけれども。

○議長（鈴木広美君）

ページ数をお願いできますか。

○木内文雄君

12ページになります。非課税世帯等に対する臨時給付金について、質問させていただきます。

令和3年度の非課税世帯について、もう確定しているものについては、もう少し早めに、市としても確認しているわけですから、先ほど丸山議員の質問もありましたけれども、確定した方については早めの通知、確認書等の配付はできないのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

スケジュール的に遅いというのは、先ほど丸山議員の方からもご指摘があったところでございます。こちらといたしましても、今後のスケジュールにつきましては、短縮できる所なるべく短縮するような形で、少しでも早く、該当する世帯の方々にはこの給付金が給付できるように、今後のスケジュールの方を進めてまいります。

○木内文雄君

続きまして、転入者に対してなんですけれども、市としての対応について、お伺いしてよろしいでしょうか。1月2日以降に転入された方への対応について、お伺いしてよろしいでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今回の給付金の基準日が12月10日ということになっていきますので、基準日に合わせた形で進めてまいります。

○木内文雄君

1月2日以降に八街市に転入された方については、12月10日現在までいた市町村へ確認等が必要だと思うんですけれども、その辺についてちょっとお伺いさせていただきたいんですが、対応について、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

令和3年1月2日以降の転入につきましては、令和3年1月1日現在の住所地における課税状況ということで判断させていただきますので、その辺につきましては前住所地の方に確認

した形の中で算定してまいりたいというふうに考えております。

○木内文雄君

令和4年1月2日以降、1月1日までの前住所のところと。令和4年と3年の間違いかなと思うんですけども。

令和4年1月2日以降に八街市に引っ越された方については、1月1日現在までの前市町村に確認した上で、支給対象になるかどうかを判断するという事になっていると思うんですけども、その辺の対応をしっかりといただければというふうに思うんですが。

その辺の対応を間違ってしまうと、1月2日以降に八街市に引っ越してきた方に通知等が行かないとか、不利益が生じる可能性があるわけですが、10万円の支給対象から外れてしまう可能性があるんで、その辺の対応について、市としてしっかりといただきたいと思ひまして確認させていただいているんですけど、よろしくお願ひします。回答をお願ひします。

○市民部長（吉田正明君）

大変申し訳ありませんでした。

それにつきましては、国から示されておりますガイドラインを基にした中で、当然、支給対象者に誤りがないように、こちらとしても準備の方を進めてまいります。

○木内文雄君

ぜひこれから転入される方については一言添えていただくとか、収入がどうなのかということの確認をしていただいて、これから引っ越されてくる方についても漏れがないようにしていただければ。前の市町村で給付を受けている場合もありますので、ダブルで支給してしまうとまた問題になってしまいますので、その辺がないように、しっかりとした対応をお願ひしたいと思います。

それと、急激に減収になられた方を対象にした10万円の支給についてですけども、サラリーマンについては源泉徴収、年末調整等である程度、令和4年が非課税になるかどうか、分かると思ひますけれども、その辺の申請の始まりについて、お伺ひしてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

木内議員、申し訳ありませんが、会議中でありまして、ここで10分間の休憩を取りたいと思ひます。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時13分)

○議長（鈴木広美君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

木内文雄議員の質問がございました。質問内容について、担当課の答弁からお願いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

すみませんでした。

既に源泉徴収が出ている方については早めにとということだと思いますけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、給付に向けての準備ができ次第、できるだけ該当する方に早めに給付できるように、短縮できるところは短縮した中で給付作業については進めてまいります。

○木内文雄君

ちょっとあれなんですけれども、分かりました。

交付を、ちゃんとそうした方にきちんと伝わるように、いつも八街の場合は広報不足で漏れる方がいらっしゃいますので、市としてもきちんと広報していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○栗林澄恵君

1点、確認させていただきます。

12ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業についてですが、もろもろの詳細等は確認させていただいて、内容等は確認できたんですけれども、1点だけ、DV等で保護されている方や、住民票を有さない家庭等への対応に関して、八街市ではどのように考えられているか、確認させてください。

○市民部長（吉田正明君）

すみませんでした。住民票がない方につきましては、申出をしていただかないと分かりませんので、申出をしていただいた中で、相手方の市町村等々に確認作業をした上で、確認がとれ次第、そういった方について、漏れなく対象にしてまいります。

○栗林澄恵君

ありがとうございました。確認でした。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

1点だけ、お伺いいたします。

小学校や中学校、あるいは幼稚園など、LED照明への交換をリースで計画されておりますけれども、今回、リースから工事に変更するということで予算の減額が提案されておりますけれども、変更の理由と減額の内容について、お伺いします。

○教育総務課長（井口安弘君）

それではお答えいたします。

LEDの賃借料の債務負担行為につきましては、小・中学校、幼稚園のLED照明をリース業者が一括して整備し、10年間のリース契約により調達するために設定したもので、事業費を安価に抑えるため、既存の照明器具を改修し、蛍光灯と同型の直管型LEDを設置する

工法を採用しております。

この取組は本市にとりましても初めての取組でありまして、千葉県内にも同様の取組事例がございませんので、他県の先進地を視察してまいりました。視察先では、本市が採用した直管型LEDを設置する工法を採用しておりまして、LEDの設置に係る原価を実施設計に基づいて算定いたしまして、その原価を基に工事請負契約とリース契約の経済比較をした上で、昨年度にリース契約の入札を執行したというふうに伺っております。また、視察先では昨年度に直管型LEDを整備した築10年の中学校を視察してまいりました。まだ照明器具も新しく、今後も長期間にわたる使用が可能であるという判断から、既存の照明器具を改修し、直管型LEDを設置する工法を採用したと伺っております。

本市の小・中学校は、ほとんどの学校で建築後30年以上が経過しておりまして、照明器具の老朽化も大変進んでおります。最近では非常に交換等も増えてきているという現状がございます。そういったことで、直管型LED設置後10年以上にわたる長期間の使用に耐えられるかということ、あるいは老朽化した照明器具を改修した場合の安全性というものが果たして担保できるのだろうかということなどにつきまして総合的に検討いたしました上で、改修しての長期間の利用というものは難しいだろうということがありまして、新しい器具に更新する工法に整備方法をまず変更することにいたしました。

LED設置に係る原価につきましては、まず照明器具を更新する場合につきましては照明器具の購入費、それから照明器具の取付費、取り外した器具の処分費などがありまして、同じ学校で、同じ工事内容であれば、リースと工事のいずれも原価については同額となります。そういったことで、最終的にリースと工事請負契約のどちらが有利かということで検討いたしまして、リース契約の場合、手数料の相当額というものが若干伸びます。工事請負契約の場合につきましては、工事の原価に対する経費というものが生じます。こちらを比較いたしますと、リースの方が若干安価という結果でした。しかしながら、LED整備に交付金事業を活用いたしまして工事を行いますと、ここに交付金が入るわけでありまして、リースよりも市の負担が少なくなるということがございます。

以上のような検討結果を経まして、学校施設の老朽化が進んでおり、照明器具についても既存の活用から更新に変更する必要があるということ、それから器具を更新する場合の経済比較では工事の方がリースより本市の負担が少なく済むというような検討結果から、今回はLED賃借料の全額を減額させていただきまして、新たに工事で整備を進めていこうとするものでございます。

○桜田秀雄君

照明器具等は結構プラスチックを使っている部分が多くて、劣化もいたしますので、地震なんかで落下する可能性もある、そういうことも考えられますので、今後の先が長いことを考えて、おやりになるというふうに理解いたしました。

すみません。終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

それでは質疑がないようですので、和田財政課長より発言を求められておりますので、和田財政課長。

○財政課長(和田暢祥君)

先ほど丸山議員からのご質問にありました起債の償還期間についてということですが、こちらの方を確認させていただきました。今回の補正の起債額につきましては財政融資の方を活用させていただきまして、償還年限は10年以内ということと、これに対する据置期間というのは2年以内ということで設定いたしまして、借入れをする予定でございます。

以上でございます。

○議長(鈴木広美君)

丸山わき子議員、よろしいですか。はい。

それでは質疑がなければ、これで議案第1号に対しての質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

議案第1号、令和3年度八街市一般会計補正予算について、討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第1号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和4年第1回八街市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時25分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程

議案第1号

提案理由の説明

質疑、委員会付託省略、討論、採決

.....

議案第1号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 林 政 男

八街市議会議員 栗 林 澄 恵

※発言の訂正の表記について

- 発言の訂正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン (〇〇〇) を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。